

## みやき町副業型地域活性化起業人選考基準

### 1 趣旨

本基準は、みやき町副業型地域活性化起業人募集要項（以下「要項」という。）に基づく募集に応じた者のうち、みやき町副業型地域活性化起業人として受け入れる者を公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項を定める。

### 2 事業概要及び応募条件

令和7年度みやき町副業型地域活性化起業人業務委託公募型プロポーザル実施要領のとおり。

### 3 選考

#### (1) 第1次選考（書類選考）

##### ① 選考概要

募集期間中に提出された「応募用紙」「職務経歴書」「企画・提案書」「派遣元企業から副業の承諾を得ていることが分かる書類」の内容について、総務部 総務課が選考する。

##### ② 選考項目及び基準

選考においては、下表の選考項目について選考基準に基づく適否判定を行い、すべての項目に適合する場合に合格とする。

選考項目	選考基準	評価
所在地	応募者の勤務する企業等が三大都市圏に所在又は三大都市圏外の指定都市等に所在するか。	適否
副業承諾	勤務する企業等から、起業人になる旨の承諾等を事前に得ているか。	適否
所属企業	応募者の勤務する企業等と請負契約を結ぶ蓋然性(がいぜんせい)の高い業務に従事していないか。	適否
業務分野	応募者が、要項に示す「募集分野」に適合する専門的なノウハウや知見、ネットワークを有しているか。	適否
業務内容	応募者が、要項に示す「業務内容」の推進を期待できる事業実績を有しているか。	適否

##### ③ 選考結果通知

書類選考後に「書類選考結果通知書」（合格者に対しては「書類選考結果通知書兼

面談選考会開催通知書)を送付する。

(2) 第2次選考(面談選考・プレゼンテーション方式)

① 選考概要

書類選考に合格した応募者を対象として、企画・提案内容等についてのプレゼンテーションによる面談を行い、町で定める委員が審査・選考を行う。

プレゼンテーションは、本人説明20分以内・質疑応答10分以内とする。

出席は応募者本人のみとし、希望によりオンラインも可とする。

② 選考項目及び基準

- ・ 選考においては、下表の選考項目について選考基準に基づき委員が50点満点で評点を行う。
- ・ 比較は委員全員の平均点(以下「平均評点」という。)で行うものとし、平均評点が最高点の者を、みやき町副業型地域活性化起業人候補者(以下「候補者」という。)とする。
- ・ 書類選考を合格した応募者が1名である場合も面談選考を行い、平均評点が35点以上の場合に候補者とする。
- ・ プレゼンテーションにおいて平均評点が最高点の者が複数となった場合は、委員の協議により候補者を決定する。

選考項目	選考基準	評点
応募動機、経緯	・ 応募の動機、経緯を簡潔かつ明瞭に説明できているか。	0～5
応募者の経歴、資格等の説明	・ 自身のキャリアや活動実績等を簡潔かつ明瞭に説明できているか。 ・ 課題解決に向けた民間企業等との連携を図るためのコミュニケーション能力や調整能力、経歴及び資格等を有しているか。	0～10
本町の特性及び近年の社会経済情勢の説明	・ 本町の特性及び近年の社会経済情勢を把握すると共に、取り巻く環境の変化に対し、柔軟かつ迅速に対応する姿勢を示しているか。	0～10
業務内容に基づく提案	・ 本町が抱える地域課題を調査・分析し、その解決を図るための有効な手段を有する民間企業等の紹介及び連携事業の提案について、具体性・実効性を感じることができる提案であるか。 ・ 本町へ進出する見込みのある町外企業への本町のPR及び紹介について、熱意・意欲を感じることができる提案であるか。 ・ 町内企業の販路拡大及び新商品開発に関する相談支援について、熱意・意欲を感じることができる	0～20

	提案であるか。	
説明・質疑応答時の印象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案説明が明確で分かりやすいか。</li> <li>・質問に対する回答が明確で分かりやすいか。</li> <li>・十分な事前の情報収集の成果を感じることができたか。</li> </ul>	0～5
満点		50

③ 面談選考への参加資格の喪失等

書類選考後、応募者から提出された「応募用紙」「職務経歴書」「企画・提案書」「派遣元企業から副業の承諾を得ていることが分かる書類」に記載された内容に、看過できない誤り又は虚偽が判明した場合、当該応募者は面談選考に参加できない。

併せて、面談選考への参加資格を喪失した応募者より提出された書類はすべて無効とする。

④ 選考結果通知

面談選考後に「面談選考結果通知書」を送付する。

4 その他

(1) 町は、提出された応募書類等について、みやき町情報公開条例(平成17年みやき町条例第10号)の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

(2) 町は、提出された書類について、提出した応募者に無断でみやき町副業型地域活性化起業人の選考以外の目的に使用しない。

(3) みやき町副業型地域活性化起業人への応募後に辞退する場合は、その旨を明記した文書(任意様式)を提出すること。

ただし、募集期間終了後は、提出された応募書類等は返却しない。

(4) 面談選考会への参加に係る費用は、応募者の負担とする。